

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【東南アジア版】

各国通貨基準単価  
算出時換算レート

適用換算レート	国・通貨	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
対USDレート	1USD=	149.000	1.000										
対JPYレート	1JPY=	1	0.00671141	0.00621118	27.3935	105.03	139.821	0.0319591	14.0996	0.377045	0.00902071	0.240552	164.495

\* 日本銀行国際局2024年3月19日公表「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(令和6年4月中において適用)から算出

別表1 講座指導の役務提供の対価に関する単価基準(現地講師及び国外講師共通)

項目	支払通貨		日本	USD	EUR	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	単位		JPY			KHR	IDR	LAK	MYR	MMK	PHP	SGD	THB	VND
講師技術料(技術等指導時)	/日/人		17,500	117.44	108.69	479,386.25	1,838,025.00	2,446,867.50	559.28	246,743.00	6,598.28	157.86	4,209.66	2,878,662.50
講師技術料(日本語指導時)	/日/人		6,600	44.29	40.99	180,797.10	693,198.00	922,818.60	210.93	93,057.36	2,488.49	59.53	1,587.64	1,085,667.00

注1: 指導される内容(技術等または日本語)により、講師技術料の単価が異なります。

注2: 講座カリキュラム日程表(実績)により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注3: 非同期型(オンデマンド型)のオンライン授業を行う場合には、非同期型(オンデマンド型)のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

別表2 主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨		日本	USD	EUR	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	単位		JPY			KHR	IDR	LAK	MYR	MMK	PHP	SGD	THB	VND
主任講師謝金	/案件		200,000	1,342.28	1,242.23	5,478,700.00	21,006,000.00	27,964,200.00	6,391.82	2,819,920.00	75,409.00	1,804.14	48,110.40	32,899,000.00

注1: 寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3 講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準(現地講師及び国外講師共通)

項目	支払通貨		日本	USD	EUR	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	適用区分(講師謝金等級)	単位	JPY			KHR	IDR	LAK	MYR	MMK	PHP	SGD	THB	VND
原稿料	1級(大学等の教授)	/枚	4,000	26.84	24.84	109,574.00	420,120.00	559,284.00	127.83	56,398.40	1,508.18	36.08	962.20	657,980.00
	2級(大学の准教授)	/枚	3,500	23.48	21.73	95,877.25	367,605.00	489,373.50	111.85	49,348.60	1,319.65	31.57	841.93	575,732.50
	3級(大学等の講師・助教)	/枚	3,000	20.13	18.63	82,180.50	315,090.00	419,463.00	95.87	42,298.80	1,131.13	27.06	721.65	493,485.00
校訂料	1級(大学等の教授)	/枚	2,000	13.42	12.42	54,787.00	210,060.00	279,642.00	63.91	28,199.20	754.09	18.04	481.10	328,990.00
	2級(大学の准教授)	/枚	1,800	12.08	11.18	49,308.30	189,054.00	251,677.80	57.52	25,379.28	678.68	16.23	432.99	296,091.00
	3級(大学等の講師・助教)	/枚	1,500	10.06	9.31	41,090.25	157,545.00	209,731.50	47.93	21,149.40	565.56	13.53	360.82	246,742.50

注1: 講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができます。

注2: 原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3: 校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4: 非同期型(オンデマンド型)オンライン授業のために作成された教材にナレーション(ビデオ動画の中での説明音声を含む)が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【東南アジア版】

別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目	支払通貨		日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND		
	適用対象者	適用地域区分													単位	
日 当  上 記 以 外 の 関 係 者	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/日/人	7,200	48.32	44.72	197,233.20	756,216.00	1,006,711.20	230.10	101,517.12	2,714.72	64.94	1,731.97	1,184,364.00	
		甲地方	/日/人	6,200	41.61	38.5	169,839.70	651,186.00	866,890.20	198.14	87,417.52	2,337.67	55.92	1,491.42	1,019,869.00	
		乙地方	/日/人	5,000	33.55	31.05	136,967.50	525,150.00	699,105.00	159.79	70,498.00	1,885.22	45.10	1,202.76	822,475.00	
		丙地方	/日/人	4,500	30.2	27.95	123,270.75	472,635.00	629,194.50	143.81	63,448.20	1,696.70	40.59	1,082.48	740,227.50	
	インターン生	指定都市	/日/人	5,300	35.57	32.91	145,185.55	556,659.00	741,051.30	169.38	74,727.88	1,998.33	47.80	1,274.92	871,823.50	
		甲地方	/日/人	4,400	29.53	27.32	120,531.40	462,132.00	615,212.40	140.62	62,038.24	1,658.99	39.69	1,058.42	723,778.00	
		乙地方	/日/人	3,600	24.16	22.36	98,616.60	378,108.00	503,355.60	115.05	50,758.56	1,357.36	32.47	865.98	592,182.00	
		丙地方	/日/人	3,200	21.47	19.87	87,659.20	336,096.00	447,427.20	102.26	45,118.72	1,206.54	28.86	769.76	526,384.00	
	上 記 以 外 の 関 係 者	業務経歴が10年 以上の者	指定都市	/日/人	7,200	48.32	44.72	197,233.20	756,216.00	1,006,711.20	230.10	101,517.12	2,714.72	64.94	1,731.97	1,184,364.00
			甲地方	/日/人	6,200	41.61	38.5	169,839.70	651,186.00	866,890.20	198.14	87,417.52	2,337.67	55.92	1,491.42	1,019,869.00
			乙地方	/日/人	5,000	33.55	31.05	136,967.50	525,150.00	699,105.00	159.79	70,498.00	1,885.22	45.10	1,202.76	822,475.00
			丙地方	/日/人	4,500	30.2	27.95	123,270.75	472,635.00	629,194.50	143.81	63,448.20	1,696.70	40.59	1,082.48	740,227.50
		業務経歴が4年以 上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	41.61	38.5	169,839.70	651,186.00	866,890.20	198.14	87,417.52	2,337.67	55.92	1,491.42	1,019,869.00
			甲地方	/日/人	5,200	34.89	32.29	142,446.20	546,156.00	727,069.20	166.18	73,317.92	1,960.63	46.90	1,250.87	855,374.00
			乙地方	/日/人	4,200	28.18	26.08	115,052.70	441,126.00	587,248.20	134.22	59,218.32	1,583.58	37.88	1,010.31	690,879.00
			丙地方	/日/人	3,800	25.5	23.6	104,095.30	399,114.00	531,319.80	121.44	53,578.48	1,432.77	34.27	914.09	625,081.00
		業務経歴が4年未 満の者	指定都市	/日/人	5,300	35.57	32.91	145,185.55	556,659.00	741,051.30	169.38	74,727.88	1,998.33	47.80	1,274.92	871,823.50
			甲地方	/日/人	4,400	29.53	27.32	120,531.40	462,132.00	615,212.40	140.62	62,038.24	1,658.99	39.69	1,058.42	723,778.00
			乙地方	/日/人	3,600	24.16	22.36	98,616.60	378,108.00	503,355.60	115.05	50,758.56	1,357.36	32.47	865.98	592,182.00
			丙地方	/日/人	3,200	21.47	19.87	87,659.20	336,096.00	447,427.20	102.26	45,118.72	1,206.54	28.86	769.76	526,384.00

(別表4は次頁へ続く)

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【東南アジア版】

(前頁続き)別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目	支払通貨		日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND		
	適用対象者	適用地域区分													単位	
宿泊料	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/夜/人	22,500	151	139.75	616,353.75	2,363,175.00	3,145,972.50	719.07	317,241.00	8,483.51	202.96	5,412.42	3,701,137.50	
		甲地方	/夜/人	18,800	126.17	116.77	514,997.80	1,974,564.00	2,628,634.80	600.83	265,072.48	7,088.44	169.58	4,522.37	3,092,506.00	
		乙地方	/夜/人	15,100	101.34	93.78	413,641.85	1,585,953.00	2,111,297.10	482.58	212,903.96	5,693.37	136.21	3,632.33	2,483,874.50	
		丙地方	/夜/人	13,500	90.6	83.85	369,812.25	1,417,905.00	1,887,583.50	431.44	190,344.60	5,090.10	121.77	3,247.45	2,220,682.50	
	インターン生 <右記金額が上限>	指定都市	/夜/人	16,100	108.05	99.99	441,035.35	1,690,983.00	2,251,118.10	514.54	227,003.56	6,070.42	145.23	3,872.88	2,648,369.50	
		甲地方	/夜/人	13,400	89.93	83.22	367,072.90	1,407,402.00	1,873,601.40	428.25	188,934.64	5,052.40	120.87	3,223.39	2,204,233.00	
		乙地方	/夜/人	10,800	72.48	67.08	295,849.80	1,134,324.00	1,510,066.80	345.15	152,275.68	4,072.08	97.42	2,597.96	1,776,546.00	
		丙地方	/夜/人	9,700	65.1	60.24	265,716.95	1,018,791.00	1,356,263.70	310.00	136,766.12	3,657.33	87.50	2,333.35	1,595,601.50	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	151	139.75	616,353.75	2,363,175.00	3,145,972.50	719.07	317,241.00	8,483.51	202.96	5,412.42	3,701,137.50
			甲地方	/夜/人	18,800	126.17	116.77	514,997.80	1,974,564.00	2,628,634.80	600.83	265,072.48	7,088.44	169.58	4,522.37	3,092,506.00
			乙地方	/夜/人	15,100	101.34	93.78	413,641.85	1,585,953.00	2,111,297.10	482.58	212,903.96	5,693.37	136.21	3,632.33	2,483,874.50
			丙地方	/夜/人	13,500	90.6	83.85	369,812.25	1,417,905.00	1,887,583.50	431.44	190,344.60	5,090.10	121.77	3,247.45	2,220,682.50
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/夜/人	19,300	129.53	119.87	528,694.55	2,027,079.00	2,698,545.30	616.81	272,122.28	7,276.96	174.09	4,642.65	3,174,753.50
			甲地方	/夜/人	16,100	108.05	99.99	441,035.35	1,690,983.00	2,251,118.10	514.54	227,003.56	6,070.42	145.23	3,872.88	2,648,369.50
			乙地方	/夜/人	12,900	86.57	80.12	353,376.15	1,354,887.00	1,803,690.90	412.27	181,884.84	4,863.88	116.36	3,103.12	2,121,985.50
			丙地方	/夜/人	11,600	77.85	72.04	317,764.60	1,218,348.00	1,621,923.60	370.72	163,555.36	4,373.72	104.64	2,790.40	1,908,142.00
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/夜/人	16,100	108.05	99.99	441,035.35	1,690,983.00	2,251,118.10	514.54	227,003.56	6,070.42	145.23	3,872.88	2,648,369.50
			甲地方	/夜/人	13,400	89.93	83.22	367,072.90	1,407,402.00	1,873,601.40	428.25	188,934.64	5,052.40	120.87	3,223.39	2,204,233.00
			乙地方	/夜/人	10,800	72.48	67.08	295,849.80	1,134,324.00	1,510,066.80	345.15	152,275.68	4,072.08	97.42	2,597.96	1,776,546.00
			丙地方	/夜/人	9,700	65.1	60.24	265,716.95	1,018,791.00	1,356,263.70	310.00	136,766.12	3,657.33	87.50	2,333.35	1,595,601.50

注1: 適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2: インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

注3: 用務地に連続して長期滞在する場合の日当・宿泊費は、用務地到着の翌日から起算して31日目を以降は定額の9割、61日目以降は定額の8割に相当する額に減額されます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【東南アジア版】

別表5 日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目	適用区分(講師等級)		支払通貨	日本 JPY	
	適用地域区分	単位			
日当	講師 1～3級	全日当	/日/人	2,724	
		半日当	/日/人	1,362	
	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
	経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782	
	半日当	/日/人	891		
宿泊料	講師 1～3級	甲地方	/夜/人	13,724	
		乙地方	/夜/人	12,362	
	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724	
		乙地方	/夜/人	12,362	
	経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571	
		乙地方	/夜/人	11,314	
	経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419	
		乙地方	/夜/人	10,267	
	経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114	
		乙地方	/夜/人	8,171	

注1: 講座指導担当講師以外の寄附講座関係者(申請法人の職員等)の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

日本で在学する受講生が日本国内で開催される寄附講座やインターンシップに参加するために遠隔地の寄附講座開設大学等に移動の際に発生した宿泊料・日当は上記のその他関係者(経歴4年未満)の金額を単価の上限額とします。

注2: 適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市)、名古屋市、京都市、大阪府(大阪市、堺市)、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それら以外の地域をいいます。

注3: 日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4: 上記単価基準には消費税額(税率10%適用)を含みます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【東南アジア版】

別表6 日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費（宿泊費、食費、雑費）の単価基準

項目	支払通貨		
	単位	日本 JPY	
宿泊費（日本到着日IN～離日当日OUT/上限額）	/夜/人	10,267	
食費 三食合計（日本到着日～離日前日）	/日/人	2,750	
内訳	昼食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	880
	夕食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	1,210
	朝食分（日本到着翌日～離日当日）	/食/人	660
雑費	/日/人	1,040	

注1： インターン生の宿泊費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7 資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨												
	単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
資機材費	/台・式	499,999	3,355.69	3,105.58	13,696,722.60	52,514,894.97	69,910,360.17	15,979.51	7,049,785.90	188,522.12	4,510.34	120,275.75	82,247,335.50

注1： (1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウェアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2： 取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組み込みソフトウェア等（単体としては機能を発揮しない物品等）を含め、その組み合わせ構成品を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3： CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウェア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウェア毎に単体として取り扱います。

注4： 取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額を含めません。

注5： 送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

別表8 開設校協力謝金に関する単価基準

項目	支払通貨												
	単位	日本 JPY	USD	EUR	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND
開設校協力謝金	/案件・月	72,000	483.22	447.20	1,972,332.00	7,562,160.00	10,067,112.00	2,301.05	1,015,171.20	27,147.24	649.49	17,319.74	11,843,640.00

注1： 寄附講座事業1案件1か月当たりの合計金額の上限基準です。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【その他地域版】

各国通貨基準単価  
算出時換算レート

適用換算レート	国・通貨	日本 JPY	USD	Bangladesh BDT	India INR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	Argentina ARS	Colombia COP	Chile CLP	Peru PEN	Mexico MXN	Rwanda RWF	South Africa ZAR	Bahrain BHR
対USDレート	1USD=	149.000	1.000												
対JPYレート	1JPY=	1	0.00671141	0.7359	0.554662	1.8747	2.09078	5.59284	26.4229	6.51593	0.0257142	0.114725	8.56047	0.127593	0.00253261

\* 日本銀行国際局2024年3月19日公表「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（令和6年4月中において適用）から算出

別表1 講座指導の役務提供の対価に関する単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨		日本 JPY	USD	Bangladesh BDT	India INR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	Argentina ARS	Colombia COP	Chile CLP	Peru PEN	Mexico MXN	Rwanda RWF	South Africa ZAR	Bahrain BHR
	単位															
講師技術料（技術等指導時）	/日/人		17,500	117.44	12,878.25	9,706.58	32,807.25	36,588.65	97,874.70	462,400.75	114,028.77	449.99	2,007.68	149,808.22	2,232.87	44.32
講師技術料（日本語指導時）	/日/人		6,600	44.29	4,856.94	3,660.76	12,373.02	13,799.14	36,912.74	174,391.14	43,005.13	169.71	757.18	56,499.10	842.11	16.71

注1：指導される内容（技術等または日本語）により、講師技術料の単価が異なります。

注2：講座カリキュラム日程表（実績）により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注3：非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業を行う場合には、非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

別表2 主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨		日本 JPY	USD	Bangladesh BDT	India INR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	Argentina ARS	Colombia COP	Chile CLP	Peru PEN	Mexico MXN	Rwanda RWF	South Africa ZAR	Bahrain BHR
	単位															
主任講師謝金	/案件		200,000	1,342.28	147,180.00	110,932.40	374,940.00	418,156.00	1,118,568.00	5,284,580.00	1,303,186.00	5,142.84	22,945.00	1,712,094.00	25,518.60	506.52

注1：寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3 講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨		日本 JPY	USD	Bangladesh BDT	India INR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	Argentina ARS	Colombia COP	Chile CLP	Peru PEN	Mexico MXN	Rwanda RWF	South Africa ZAR	Bahrain BHR
	適用区分（講師謝金等級）	単位														
原稿料	1級（大学等の教授）	/枚	4,000	26.84	2,943.60	2,218.64	7,498.80	8,363.12	22,371.36	105,691.60	26,063.72	102.85	458.90	34,241.88	510.37	10.13
	2級（大学の准教授）	/枚	3,500	23.48	2,575.65	1,941.31	6,561.45	7,317.73	19,574.94	92,480.15	22,805.75	89.99	401.53	29,961.64	446.57	8.86
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	3,000	20.13	2,207.70	1,663.98	5,624.10	6,272.34	16,778.52	79,268.70	19,547.79	77.14	344.17	25,681.41	382.77	7.59
校訂料	1級（大学等の教授）	/枚	2,000	13.42	1,471.80	1,109.32	3,749.40	4,181.56	11,185.68	52,845.80	13,031.86	51.42	229.45	17,120.94	255.18	5.06
	2級（大学の准教授）	/枚	1,800	12.08	1,324.62	998.39	3,374.46	3,763.40	10,067.11	47,561.22	11,728.67	46.28	206.50	15,408.84	229.66	4.55
	3級（大学等の講師・助教）	/枚	1,500	10.06	1,103.85	831.99	2,812.05	3,136.17	8,389.26	39,634.35	9,773.89	38.57	172.08	12,840.70	191.38	3.79

注1：講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。

注2：原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3：校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4：非同期型（オンデマンド型）オンライン授業のために作成された教材にナレーション（ビデオ動画の中での説明音声を含む）が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【その他地域版】

別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目	支払通貨		日本	USD	Bangladesh	India	Pakistan	Sri Lanka	Argentina	Colombia	Chile	Peru	Mexico	Rwanda	South Africa	Bahrain		
	適用対象者	適用地域区分	単位	JPY	BDT	INR	PKR	LKR	ARS	COP	CLP	PEN	MXN	RWF	ZAR	BHR		
日当	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/日/人	7,200	48.32	5,298.48	3,993.56	13,497.84	15,053.61	40,268.44	190,244.88	46,914.69	185.14	826.02	61,635.38	918.66	18.23	
		甲地方	/日/人	6,200	41.61	4,562.58	3,438.90	11,623.14	12,962.83	34,675.60	163,821.98	40,398.76	159.42	711.29	53,074.91	791.07	15.70	
		乙地方	/日/人	5,000	33.55	3,679.50	2,773.31	9,373.50	10,453.90	27,964.20	132,114.50	32,579.65	128.57	573.62	42,802.35	637.96	12.66	
		丙地方	/日/人	4,500	30.2	3,311.55	2,495.97	8,436.15	9,408.51	25,167.78	118,903.05	29,321.68	115.71	516.26	38,522.11	574.16	11.39	
	インターン生	指定都市	/日/人	5,300	35.57	3,900.27	2,939.70	9,935.91	11,081.13	29,642.05	140,041.37	34,534.42	136.28	608.04	45,370.49	676.24	13.42	
		甲地方	/日/人	4,400	29.53	3,237.96	2,440.51	8,248.68	9,199.43	24,608.49	116,260.76	28,670.09	113.14	504.79	37,666.06	561.40	11.14	
		乙地方	/日/人	3,600	24.16	2,649.24	1,996.78	6,748.92	7,526.80	20,134.22	95,122.44	23,457.34	92.57	413.01	30,817.69	459.33	9.11	
		丙地方	/日/人	3,200	21.47	2,354.88	1,774.91	5,999.04	6,690.49	17,897.08	84,553.28	20,850.97	82.28	367.12	27,393.50	408.29	8.10	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/日/人	7,200	48.32	5,298.48	3,993.56	13,497.84	15,053.61	40,268.44	190,244.88	46,914.69	185.14	826.02	61,635.38	918.66	18.23
			甲地方	/日/人	6,200	41.61	4,562.58	3,438.90	11,623.14	12,962.83	34,675.60	163,821.98	40,398.76	159.42	711.29	53,074.91	791.07	15.70
			乙地方	/日/人	5,000	33.55	3,679.50	2,773.31	9,373.50	10,453.90	27,964.20	132,114.50	32,579.65	128.57	573.62	42,802.35	637.96	12.66
			丙地方	/日/人	4,500	30.2	3,311.55	2,495.97	8,436.15	9,408.51	25,167.78	118,903.05	29,321.68	115.71	516.26	38,522.11	574.16	11.39
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	41.61	4,562.58	3,438.90	11,623.14	12,962.83	34,675.60	163,821.98	40,398.76	159.42	711.29	53,074.91	791.07	15.70
			甲地方	/日/人	5,200	34.89	3,826.68	2,884.24	9,748.44	10,872.05	29,082.76	137,399.08	33,882.83	133.71	596.57	44,514.44	663.48	13.16
			乙地方	/日/人	4,200	28.18	3,090.78	2,329.58	7,873.74	8,781.27	23,489.92	110,976.18	27,366.90	107.99	481.84	35,953.97	535.89	10.63
			丙地方	/日/人	3,800	25.5	2,796.42	2,107.71	7,123.86	7,944.96	21,252.79	100,407.02	24,760.53	97.71	435.95	32,529.78	484.85	9.62
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/日/人	5,300	35.57	3,900.27	2,939.70	9,935.91	11,081.13	29,642.05	140,041.37	34,534.42	136.28	608.04	45,370.49	676.24	13.42
			甲地方	/日/人	4,400	29.53	3,237.96	2,440.51	8,248.68	9,199.43	24,608.49	116,260.76	28,670.09	113.14	504.79	37,666.06	561.40	11.14
			乙地方	/日/人	3,600	24.16	2,649.24	1,996.78	6,748.92	7,526.80	20,134.22	95,122.44	23,457.34	92.57	413.01	30,817.69	459.33	9.11
			丙地方	/日/人	3,200	21.47	2,354.88	1,774.91	5,999.04	6,690.49	17,897.08	84,553.28	20,850.97	82.28	367.12	27,393.50	408.29	8.10

(別表4は次頁へ続く)

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【その他地域版】

(前頁続き)別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目	支払通貨		日本	USD	Bangladesh	India	Pakistan	Sri Lanka	Argentina	Colombia	Chile	Peru	Mexico	Rwanda	South Africa	Bahrain		
	適用対象者	適用地域区分	単位	JPY	BDT	INR	PKR	LKR	ARS	COP	CLP	PEN	MXN	RWF	ZAR	BHR		
宿泊料	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/夜/人	22,500	151	16,557.75	12,479.89	42,180.75	47,042.55	125,838.90	594,515.25	146,608.42	578.56	2,581.31	192,610.57	2,870.84	56.98	
		甲地方	/夜/人	18,800	126.17	13,834.92	10,427.64	35,244.36	39,306.66	105,145.39	496,750.52	122,499.48	483.42	2,156.83	160,936.83	2,398.74	47.61	
		乙地方	/夜/人	15,100	101.34	11,112.09	8,375.39	28,307.97	31,570.77	84,451.88	398,985.79	98,390.54	388.28	1,732.34	129,263.09	1,926.65	38.24	
		丙地方	/夜/人	13,500	90.6	9,934.65	7,487.93	25,308.45	28,225.53	75,503.34	356,709.15	87,965.05	347.14	1,548.78	115,566.34	1,722.50	34.19	
	インターン生 <右記金額が上限>	指定都市	/夜/人	16,100	108.05	11,847.99	8,930.05	30,182.67	33,661.55	90,044.72	425,408.69	104,906.47	413.99	1,847.07	137,823.56	2,054.24	40.77	
		甲地方	/夜/人	13,400	89.93	9,861.06	7,432.47	25,120.98	28,016.45	74,944.05	354,066.86	87,313.46	344.57	1,537.31	114,710.29	1,709.74	33.93	
		乙地方	/夜/人	10,800	72.48	7,947.72	5,990.34	20,246.76	22,580.42	60,402.67	285,367.32	70,372.04	277.71	1,239.03	92,453.07	1,378.00	27.35	
		丙地方	/夜/人	9,700	65.1	7,138.23	5,380.22	18,184.59	20,280.56	54,250.54	256,302.13	63,204.52	249.42	1,112.83	83,036.55	1,237.65	24.56	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	151	16,557.75	12,479.89	42,180.75	47,042.55	125,838.90	594,515.25	146,608.42	578.56	2,581.31	192,610.57	2,870.84	56.98
			甲地方	/夜/人	18,800	126.17	13,834.92	10,427.64	35,244.36	39,306.66	105,145.39	496,750.52	122,499.48	483.42	2,156.83	160,936.83	2,398.74	47.61
			乙地方	/夜/人	15,100	101.34	11,112.09	8,375.39	28,307.97	31,570.77	84,451.88	398,985.79	98,390.54	388.28	1,732.34	129,263.09	1,926.65	38.24
			丙地方	/夜/人	13,500	90.6	9,934.65	7,487.93	25,308.45	28,225.53	75,503.34	356,709.15	87,965.05	347.14	1,548.78	115,566.34	1,722.50	34.19
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/夜/人	19,300	129.53	14,202.87	10,704.97	36,181.71	40,352.05	107,941.81	509,961.97	125,757.44	496.28	2,214.19	165,217.07	2,462.54	48.87
			甲地方	/夜/人	16,100	108.05	11,847.99	8,930.05	30,182.67	33,661.55	90,044.72	425,408.69	104,906.47	413.99	1,847.07	137,823.56	2,054.24	40.77
			乙地方	/夜/人	12,900	86.57	9,493.11	7,155.13	24,183.63	26,971.06	72,147.63	340,855.41	84,055.49	331.71	1,479.95	110,430.06	1,645.94	32.67
			丙地方	/夜/人	11,600	77.85	8,536.44	6,434.07	21,746.52	24,253.04	64,876.94	306,505.64	75,584.78	298.28	1,330.81	99,301.45	1,480.07	29.37
業務経歴が4年未満の者		指定都市	/夜/人	16,100	108.05	11,847.99	8,930.05	30,182.67	33,661.55	90,044.72	425,408.69	104,906.47	413.99	1,847.07	137,823.56	2,054.24	40.77	
		甲地方	/夜/人	13,400	89.93	9,861.06	7,432.47	25,120.98	28,016.45	74,944.05	354,066.86	87,313.46	344.57	1,537.31	114,710.29	1,709.74	33.93	
		乙地方	/夜/人	10,800	72.48	7,947.72	5,990.34	20,246.76	22,580.42	60,402.67	285,367.32	70,372.04	277.71	1,239.03	92,453.07	1,378.00	27.35	
		丙地方	/夜/人	9,700	65.1	7,138.23	5,380.22	18,184.59	20,280.56	54,250.54	256,302.13	63,204.52	249.42	1,112.83	83,036.55	1,237.65	24.56	

注1: 適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2: インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

注3: 用務地に連続して長期滞在する場合は、用務地到着の翌日から起算して31日目を以降は定額の9割、61日目を以降は定額の8割に相当する額に減額されます。



寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【その他地域版】

別表5 日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目			支払通貨		
			単位	日本 JPY	
適用区分(講師等級)	適用地域区分				
		講師	1～3級	全日当	/日/人
		半日当	/日/人	1,362	
日当	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782		
	半日当	/日/人	891		
宿泊料	講師	1～3級	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
	その他関係者	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419
			乙地方	/夜/人	10,267
	経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114	
		乙地方	/夜/人	8,171	

注1: 講座指導担当講師以外の寄附講座関係者(申請法人の職員等)の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

日本で在学する受講生が日本国内で開催される寄附講座やインターンシップに参加するために遠隔地の寄附講座開設大学等に移動の際に発生した宿泊料・日当は上記のその他関係者(経歴4年未満)の金額を単価の上限額とします。

注2: 適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市)、名古屋市、京都市、大阪府(大阪市、堺市)、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それら以外の地域をいいます。

注3: 日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4: 上記単価基準には消費税額(税率10%適用)を含みます。

## 寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2024年度版）【その他地域版】

別表6 日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費(宿舍費、食費、雑費)の単価基準

項目	支払通貨	
	単位	日本 JPY
宿舍費(日本到着日IN～離日当日OUT/上限額)	/夜/人	10,267
食費	三食合計(日本到着日～離日前日) /日/人 2,750	
内訳	昼食分(日本到着日～離日前日)	/食/人 880
	夕食分(日本到着日～離日前日)	/食/人 1,210
	朝食分(日本到着翌日～離日当日)	/食/人 660
雑費	/日/人	1,040

注1: インターン生の宿舍費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7 資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨		日本	USD	Bangladesh	India	Pakistan	Sri Lanka	Argentina	Colombia	Chile	Peru	Mexico	Rwanda	South Africa	Bahrain
	単位		JPY		BDT	INR	PKR	LKR	ARS	COP	CLP	PEN	MXN	RWF	ZAR	BHR
資機材費	/台・式		499,999	3,355.69	367,949.26	277,330.44	937,348.12	1,045,387.90	2,796,414.40	13,211,423.57	3,257,958.48	12,857.07	57,362.38	4,280,226.43	63,796.37	1,266.30

注1: (1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウェアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2: 取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組込みソフトウェア等(単体としては機能を発揮しない物品等)を含め、その組み合わせ構成を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3: CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウェア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウェア毎に単体として取り扱います。

注4: 取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額を含めません。

注5: 送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

別表8 開設校協力謝金に関する単価基準

項目	支払通貨		日本	USD	Bangladesh	India	Pakistan	Sri Lanka	Argentina	Colombia	Chile	Peru	Mexico	Rwanda	South Africa	Bahrain
	単位		JPY		BDT	INR	PKR	LKR	ARS	COP	CLP	PEN	MXN	RWF	ZAR	BHR
開設校協力謝金	/案件・月		72,000	483.22	52,984.80	39,935.66	134,978.40	150,536.16	402,684.48	1,902,448.80	469,146.96	1,851.42	8,260.20	616,353.84	9,186.69	182.34

注1: 寄附講座事業1案件1か月当たりの合計金額の上限基準です。

## 地域区分対応早見表

地域	適用区分	対象地域・国・都市等
アジア地域 (日本を除く)	指定都市	シンガポール
	甲地方	—
	乙地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ
	丙地方	アジア大陸(乙地方を除く。アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。)
中南米地域	指定都市	—
	甲地方	—
	乙地方	—
	丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
アフリカ地域	指定都市	アビジャン
	甲地方	—
	乙地方	—
	丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く(欧州地域参照)。)
大洋州地域	指定都市	—
	甲地方	—
	乙地方	オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く(北米地域参照)。)
	丙地方	—
中近東地域	指定都市	アブダビ、ジッダ、クウェート及びリアド
	甲地方	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	乙地方	—
	丙地方	—
欧州地域	指定都市	ジュネーブ、ロンドン、モスクワ及びパリ
	甲地方	ヨーロッパ大陸(乙地方を除く。トルコを除く(中近東地域参照)。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
	乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア
	丙地方	—
北米地域	指定都市	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ及びワシントン
	甲地方	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域は除く(中南米地域参照)。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
	乙地方	—
	丙地方	—